

**平成24年度
管内給食施設栄養管理状況(報告)**

香川県東讃保健福祉事務所

栄養管理状況報告書について

特定給食施設等が香川県特定給食施設等指導要綱の第7条に基づき、毎年1回保健所長に報告しているものである。

その内容は、健康増進法において栄養管理基準として「利用者の身体の状況、栄養状態、生活習慣等を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供に努め、品質管理を行うよう努めること」とされていることから、栄養管理マネジメントのプロセス（アセスメント → プランニング → 実施 → モニタリング・チェック → 評価）が実施されているかを把握することを重視したものとなっている。

状況報告の目的

施設の状況及び各施設の課題やニーズを把握し、個別対応につなげる。また、各項目の実施状況を集計することで、管内における課題や施設種別の状況を把握し、巡回指導や研修会等の事業計画に反映させることを目的とする。

施設は報告書を作成することで、栄養管理マネジメントのプロセスを自己チェックできることも狙いとする。

報告時期

平成24年6月の状況を平成24年7月20日までに報告するものである。

報告対象施設及び提出率（管内の給食施設の種類と施設数）

管内に給食施設は95施設あり、提出率は100%であった。

		対 象 施 設			
		特定給食施設	その他の給食施設	小規模給食施設	計
		1回100食以上 又は1日250食以上	1回50食以上 又は1日100食以上	1回50食未満 又は1日100食未満	
学校等	小・中学校 給食センター 共同調理場	12	1	0	13
病院等	病院 診療所	5	3	4	12
社会福祉施設	介護老人保健施設 介護老人福祉施設 障害者支援施設等 児童福祉施設 (保育所を除く)	15	10	8	33
保育所等	保育所(園) 認可外保育施設	13	10	10	33
事業所	事業所	3	1	0	4
計		48	25	22	95

給食施設の状況

1 給食業務の運営形態

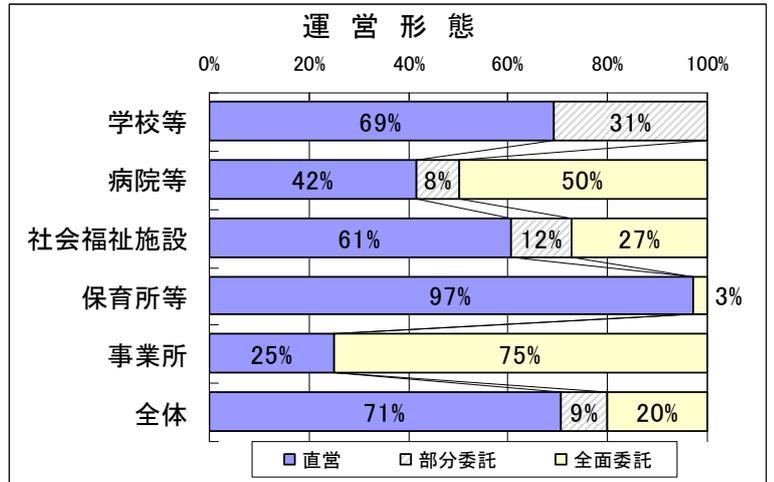
管内の給食施設は、直営で運営しているのが67施設（71%）で、部分委託は9施設（9%）、全面委託は19施設（20%）である。

施設別に見ると、学校等では全面委託の施設はないが、部分委託は4施設あり、材料購入・調理・配膳・下膳・食器洗浄・配送を委託している。

病院等では半数の施設が全面委託している。

社会福祉施設のうち、障害者支援施設は全て直営で運営している。

保育所等は1施設を除き直営で運営している。事業所では1施設を除き全面委託している。



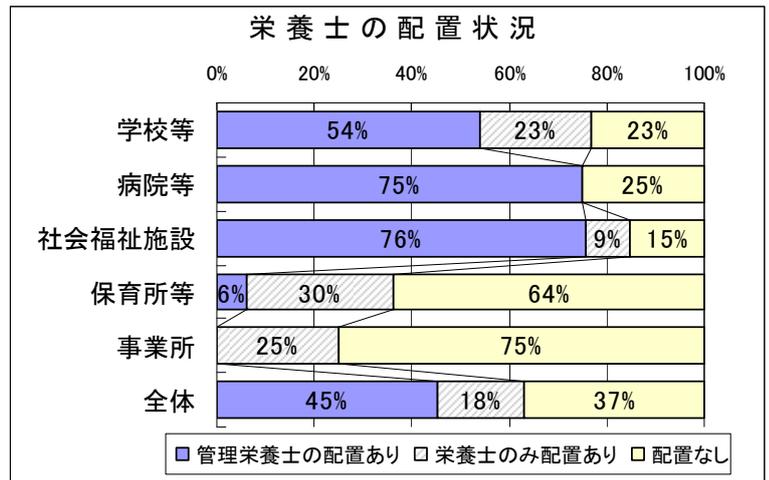
2 栄養士の配置状況

特定給食施設のうち、特別な栄養管理が必要な施設として知事が指定する管理栄養士配置義務(健康増進法第21条第1項)のある施設は、管内では2施設である。

病院等では、平成24年診療報酬改定において入院料の算定要件として、常勤の管理栄養士の配置(有床診療所は非常勤も可)が必須(経過措置あり)となっており、栄養士の配置がないのは小規模給食施設の3施設のみであった。

介護老人保健施設・介護老人福祉施設・通所介護施設・障害者支援施設では、管理栄養士による栄養ケア・マネジメントの実施が加算対象となっており、管理栄養士の配置率は76%と最も高い。

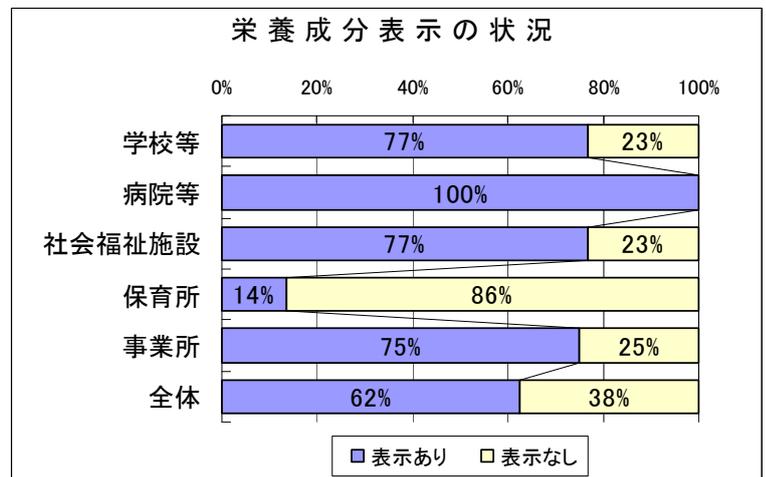
学校給食法において「学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、栄養教諭又は栄養士の免許を有する者」とされており、学校での管理栄養士・栄養士の配置率は77%と高い。



3 健康・栄養に関する情報の提供状況

特定給食施設では、健康増進法第21条第3項により、適切な栄養管理を行わなければならない規定が設けられ、その省令において栄養管理基準の1つに「献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと」と定められている。

病院や診療所では、全施設で栄養成分表示をしている。

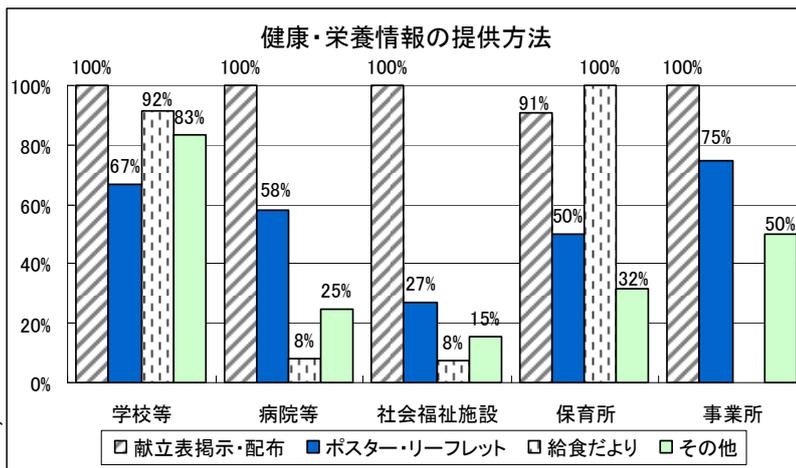


健康・栄養情報は、何らかの方法で全施設で提供されている。

保育所では、給食だよりに献立表を掲載しているところもあるので、献立表の掲示・配布は、全施設で行われていると思われる。

学校における「その他」は、給食時のクラス訪問や放送、給食試食会、教科や特別活動等での指導である。

事業所では、卓上メモを作成している施設が半数あり、それぞれの施設において利用者のニーズにあわせた工夫がなされている。



4 給与食品量（野菜と果物）

給食施設では、利用者の身体状況、栄養状態、生活習慣等を把握し、それに基づいて適当な栄養量を満たす食事の提供に努めている。

今回は、「平成18年～22年国民健康・栄養調査」の結果、摂取量が女性は全国ワースト1位、男性はワースト2位であった野菜と、給食施設において従来から給与量の少ない果物について示す。

【野菜の給与量(g)】

	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最高値	目標ライン
学校等	111.8	119.0	18.7	91	147	93
病院等	359.4	346.0	70.6	287	540	350
社会福祉施設	295.9	302.0	41.0	215	363	350
保育所	91.2	90.5	11.5	70	117	100

【果物の給与量(g)】

	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最高値	目標ライン
学校等	18.8	19.0	2.9	15	25	32
病院等	77.2	78.5	18.2	50	105	70
社会福祉施設	52.8	56.5	26.3	13	117	70
保育所	47.6	48.5	12.0	30	78	50

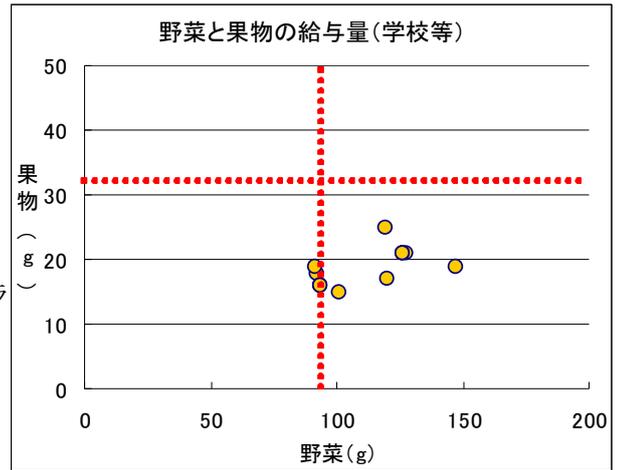
(1) 学校等

管内の学校共同調理場、給食センター、単独校の13施設(小学校中学年)の状況である。

目標ラインは、標準食品構成表*の児童(8歳~9歳)の値を用いて、野菜を93g、果物を32gとした。

野菜は全施設で、ほぼ目標量を給与している。

果物は、目標ラインを満たしている施設はなく、施設ごとのバラツキも小さかった。なお、最も給与量の少ない施設では15g/日で、目標ラインの半量も提供していなかった。



*「学校給食における食事摂取基準等について(報告)」(平成20年3月)

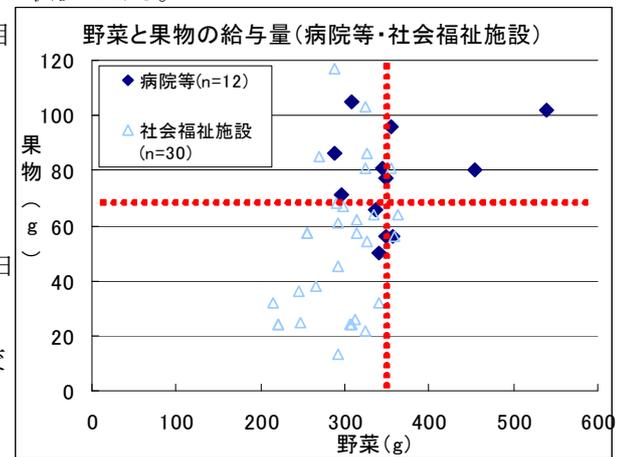
(2) 病院等・社会福祉施設

1日3食を提供する病院等12施設と社会福祉施設30施設の状況である。

野菜は、「健康日本21」や「健やか香川21ヘルスプラン」で目標にしている350g/日を目標ラインにし、果物は、日本人の食事摂取基準による食品構成例を参考に70g/日*とした。

病院等では、野菜・果物とも平均値が目標ラインを満たしているが、施設ごとのバラツキが大きい。

社会福祉施設では27施設(90%)で野菜の給与量が350g/日以下であった。果物は、目標ラインを満たしている施設が6施設(20%)あったが、最も給与量の少ない施設では、1食/日の学校や保育所よりも少なく13g/日であった。



*「日本人の食事摂取基準(2010年版)の実践・運用-特定給食施設等における栄養・食事管理」で示されている食品構成例では、果物の量は150g~200gだが、対象者と施設の特性を考慮した。

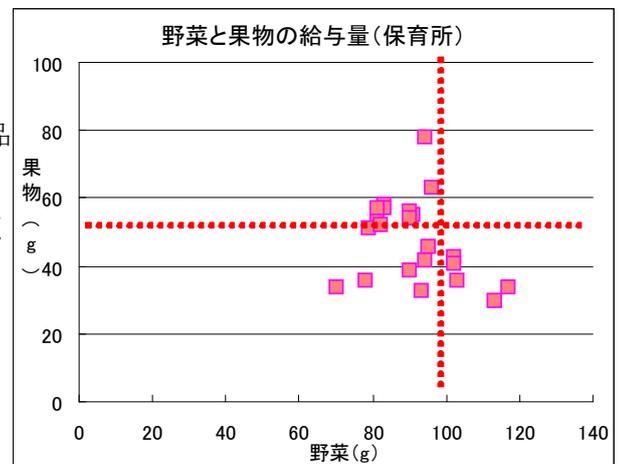
(3) 保育所

1回50食以上提供する保育所22施設の状況である。

目標ラインは、「保育所給食の手引き(県子育て支援課)」が平成23年3月に一部改正されたことに伴い、「3~5歳児の食品構成(例)」を参考に野菜100g、果物50gとした。

目標ラインが前年度よりも野菜は15g増え、果物は10g少なくなったことから、野菜は目標ラインを満たしている施設が5施設(23%)に減少し、果物は目標ラインを満たしている施設が11施設(50%)に増加した。

なお、野菜・果物とも平均値では、ほぼ目標ラインを満たしており、施設ごとのバラツキも小さかった。



5 危機管理体制整備状況

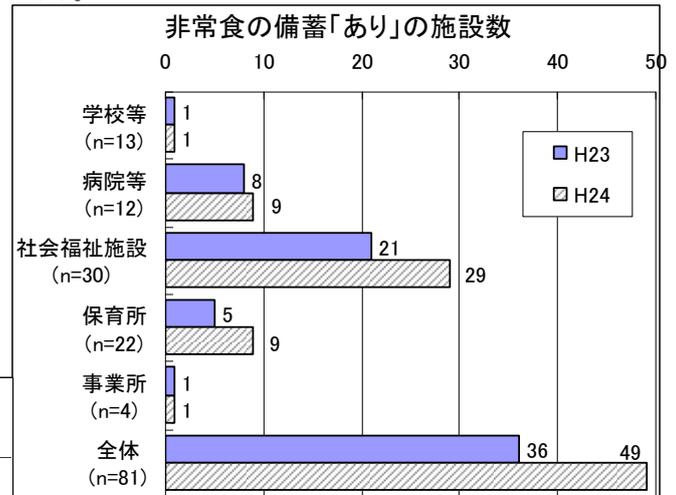
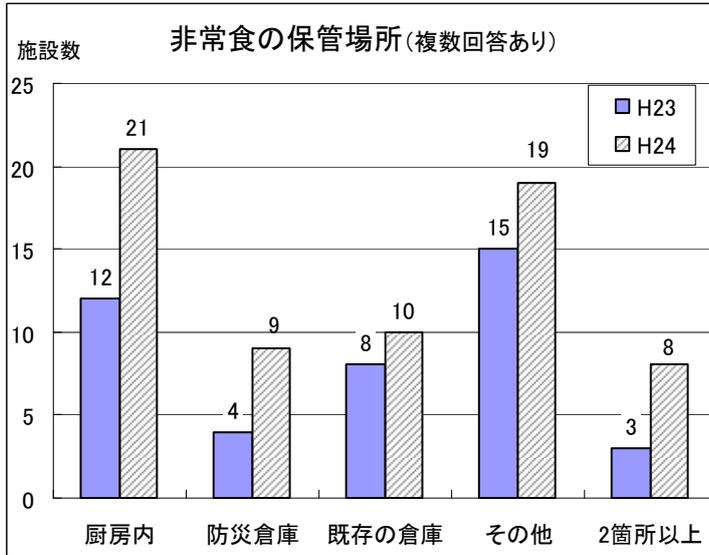
診療所以外の小規模給食施設を除く、管内 81 施設の状況である。

(1) 非常食の備蓄

49 施設(60%)で非常食の備蓄をしている。

特に 1 日 3 食を提供している病院等や社会福祉施設では備蓄整備率が高く、中でも社会福祉施設では備蓄していないのは、わずか 1 施設のみである。

前年度と比較すると、保育所では備蓄をしている施設が 5 施設から 9 施設に増えたが、学校等や事業所では変化がなかった。

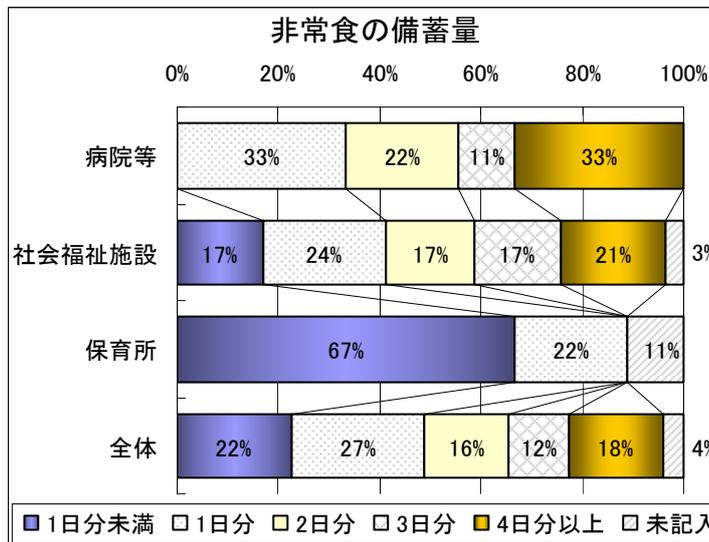


(2) 非常食の保管場所

非常食の保管場所で最も多かったのは、厨房内であった。

「その他」では、備蓄用倉庫・食品庫・職員休憩室・地下室・談話室収納庫・押入れ等で、病院では病棟や中央滅菌材料室、保育所では各クラスで保管している施設がある。

防災倉庫や 2 箇所以上に分散して備蓄をしている施設が昨年から倍増している。



(3) 非常食の備蓄量

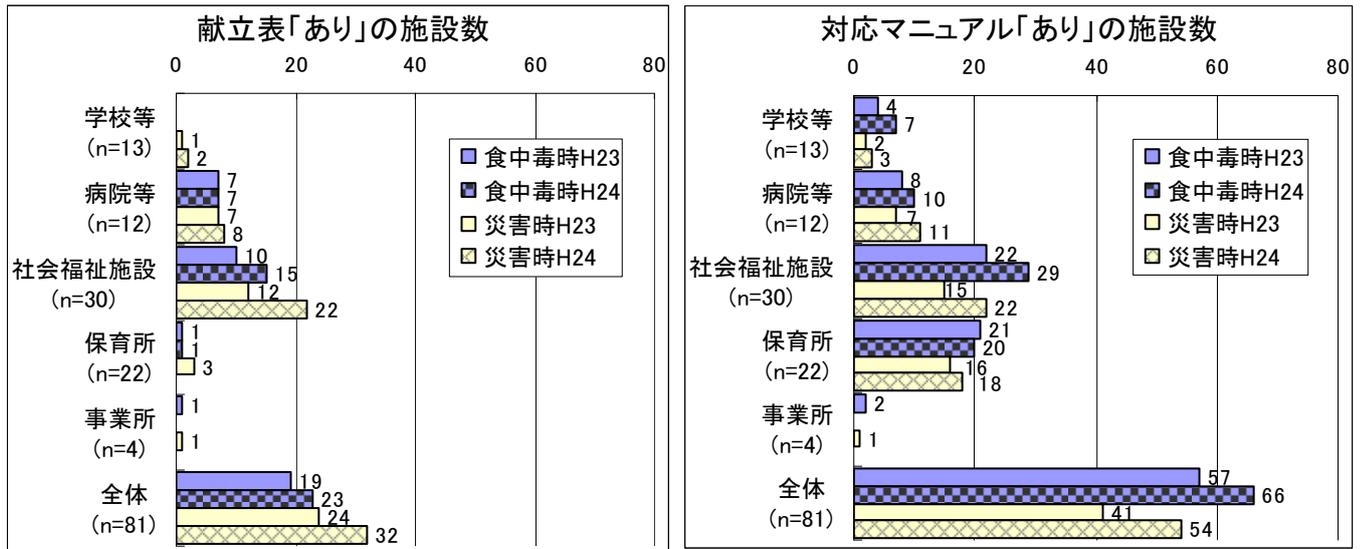
保育所・社会福祉施設・病院等について、1 日の食数に対する備蓄量をグラフに示した。

「香川県災害時保健活動マニュアル(平成 24 年 3 月)」では、「1 日 3 食提供する給食施設にあっては、自助で 3 日間程度を乗り切ることを前提としたマニュアル及び備蓄品の整備が必要である」としている。

保育所は 1 食+おやつを提供しており、1 日 3 食提供する施設には該当しないが、1 食から 1 日分程度の備蓄ができている。

1 日 3 食を提供している社会福祉施設では、3 日分以上備えている施設が 11 施設(38%)ある反面、1 日分に満たない施設も 5 施設(17%)あった。病院等では、3 日分以上備えている施設の割合が 44%と最も多く、備蓄量が 1 日分に満たない施設はなかった。

(4) 非常時用献立表・各種マニュアルの整備

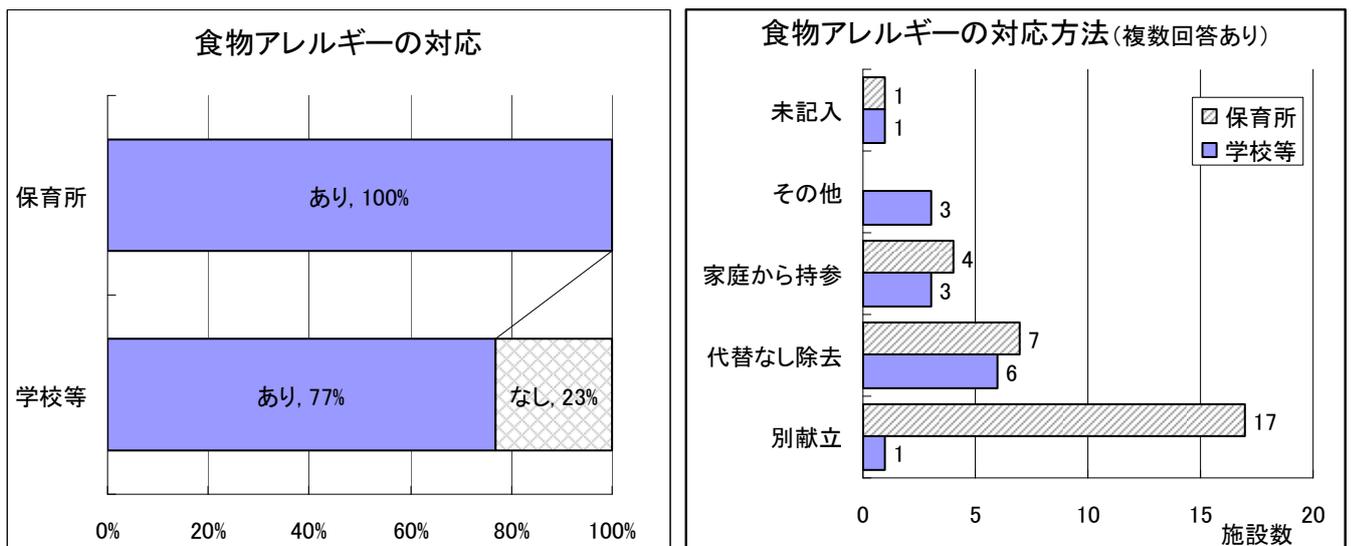


災害時献立表は、32 施設 (40%) で作成しており、食中毒時献立表を作成している施設数 (23 施設:28%) よりも多かった。非常食は49施設 (60%) で備蓄していることから、献立表を作成せずに備蓄をしている施設がある。1日に3食を提供していない学校・保育所・事業所では、非常時用の献立表はほとんど整備されていないが、保育所では、災害時・食中毒時とも対応マニュアルの整備率は高い。

対応マニュアルは、災害時・食中毒時とも非常時用献立表よりも作成している施設数が多い。中でも、社会福祉施設では、食中毒時対応マニュアルの作成ができていないのは1施設のみであり、病院等では災害時対応マニュアルが整備されていないのは1施設のみであった。1日に3食を提供している施設での対応マニュアルの整備は進んでいる。

6 食物アレルギーの対応状況

管内の学校共同調理場・給食センター4施設と単独校9施設及び1回50食以上提供する保育所22施設の状況である。



食物アレルギーの対応は、学校等では10施設 (77%)、保育所では全施設で対応している。

その対応方法は、保育所で最も多いのは別献立での食事の提供で、学校では代替なしで除去のみ、次いで家庭から持参や「その他」の飲用牛乳だけの除去が多く、保育所と学校では大きく異なっている。

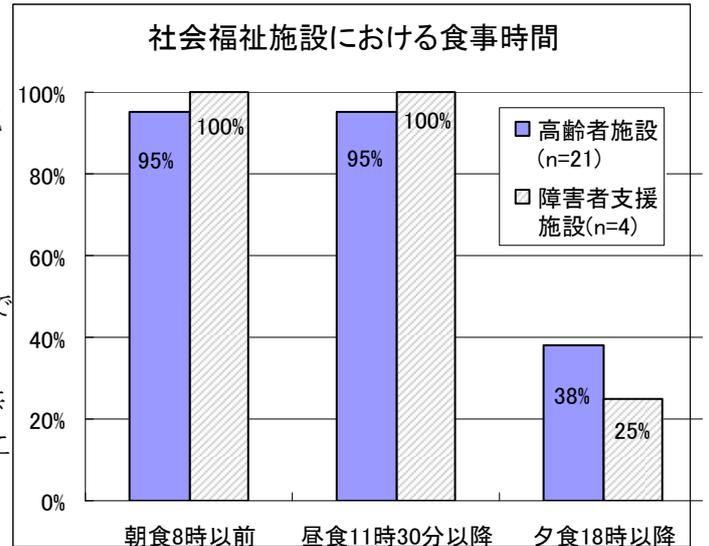
7 食事時間

1回50食以上を提供する高齢者施設21施設と障害者支援施設4施設における朝・昼・夕の食事時間である。

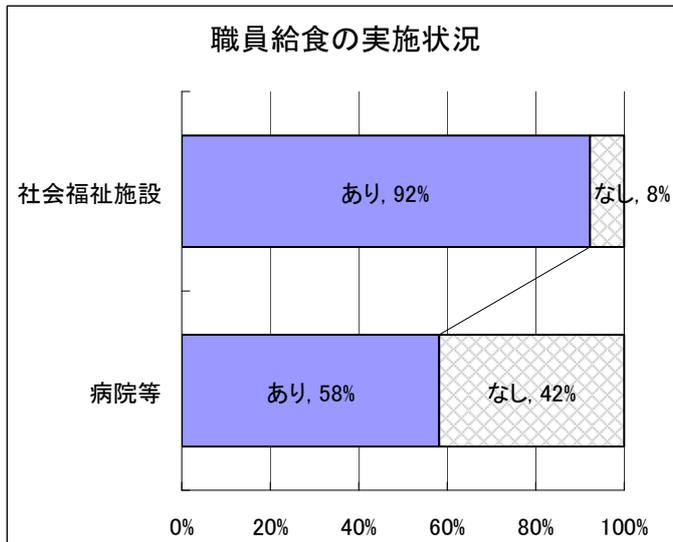
入所施設は、利用者にとって生涯の生活の場となることも多く、健康の保持・増進のみならず家庭的なものでなくてはならない。食事時間も早すぎたり遅すぎることがないように配慮するべきである。

ほとんどの施設が、朝食は8時以前であり、昼食は11時30分以降であるが、夕食は18時以降に食事を提供している施設は、高齢者施設では8施設(38%)、障害者支援施設では1施設のみであった。

なお参考までに、社会福祉施設と同様に1日3食を提供している病院や診療所では、夕食は18時以降に提供することが入院時食事療養(I)の算定要件とされている。



8 職員給食の実施状況



病院及び診療所と、1回50食以上を提供する社会福祉施設の職員食の実施状況である。

社会福祉施設では、ほとんどの施設で職員食を提供しており、「なし」は2施設のみであった。

病院等では「あり」が7施設、「なし」が5施設であった。

*職員給食「あり」:1日に3食のうち、1食でも提供している施設